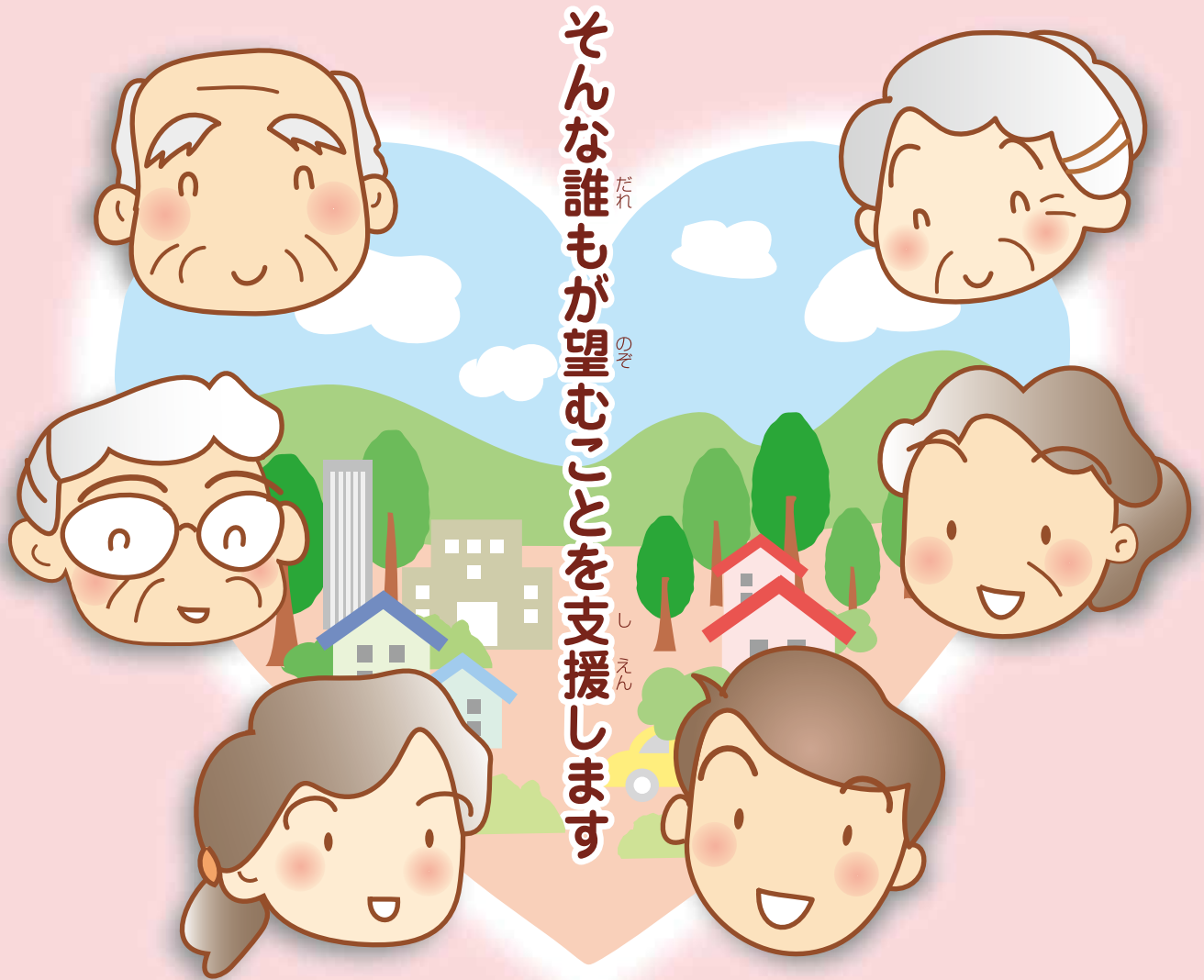


住すみなれた地ち域いきで 安あん心しんして暮くらしたい!



そんな誰だれもが望のぞむことを支し援えんします

にんちしょう しょう かたがた ちいき あんしん せいかつ しえん せいど
認知症や障しょうがいのある方々かたがたが、地ち域いきで安あん心しんして生せい活かつできるよしえんう支せい援どする制せい度どです。

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう
地域福祉権利擁護事業
にちじょうせい かつ じりつ し えん じぎょう
(日常生活自立支援事業)

せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度

しゃかいふく し ほうじん
社会福祉法人

やまぐちけんしゃかいふく しきょうぎ かい
山口県社会福祉協議会

くに へいせい ねんど ちいきふくしけんりようごじぎょう めいしやう にちじやうせいかつじりつ
国において、平成19年度から地域福祉権利擁護事業は、名称が「日常生活自立
しえんじぎやう へんこう やまぐちけん めいしやう じゆうらい ちいき
支援事業」に変更になっています。山口県においては、名称は従来のまま「地域
ふくしけんりようごじぎやう じっし
福祉権利擁護事業」で実施しています。

もくじ 目次

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう

地域福祉権利擁護事業

ち いきふくし けんり ようご じぎょう 「地域福祉権利擁護事業」ってなに?	1
たとえばこんなことでお困りでは ないですか?	2
どんなことをしてくれるの?	3
サービス利用までの流れ・利用料金	5
ち いきふくし けんり ようご じぎょうじれい しょうかい 地域福祉権利擁護事業事例の紹介	7
ち いきふくし けんり ようご じぎょう 地域福祉権利擁護事業でできること、 できないこととは?	8

せい ねん こう けん せい ど

成年後見制度

せいねんこうけんせい ど 「成年後見制度」とは?	9
せいねんこうけんせい ど ないよう 「成年後見制度」の内容	9
ほじょ ほさ こうけん ちが 「補助」「保佐」「後見」の違い	10
にんい こうけんせい ど 任意後見制度とは?	11
にんい こうけんせい ど てつづ なが 任意後見制度の手続きの流れ	12
せいねんこうけんせい ど てつづ なが 成年後見制度の手続きの流れ	13
もうした じ てつづ じ ひつよう 申立て時や手続き時に必要なもの	15
よんしんとうない しんぞく す 四親等内の親族の図	16
せいねんこうけんせい ど そうだんまどぐち 成年後見制度相談窓口	17
か ていさいばんしよしよざい ち かんかつく いき 家庭裁判所所在地・管轄区域	18
せいねんこうけんせい ど ほうじんこうけん 成年後見制度と法人後見	19
ち いきふくし けんり ようご じぎょうしちようしゃかいふくし 地域福祉権利擁護事業市町社会福祉 きょうぎかいちらん 協議会一覧	

ち い き ふ く し け ん り よ う ご じ ぎ よ う

「地域福祉権利擁護事業」 ってなに？

にちじょうせい かつじょう はん だん じゅうぶん にちじょうせい かつ ふ あん
日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安が
かた がた ち い き あん しん せい かつ し えん
ある方々が、地域で安心して生活できるように支援
する福祉サービスです。

げん ざい ふく し じ ぶん えら
現在の福祉サービスは、自分でサービスを選び、
けい やく り よう する ことが 基本 です。



ふくし じょうず り よう み じゅうぶん
福祉サービスを上手に利用できないことから身のまわりのことが十分
できい なか たり、にちじょうせい かつ ひつ よう かね かん り ふ あん かつ ひ と び と
できていなかったり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えている人々
ふ
が増えてきています。

ち い き ふ く し け ん り よ う ご じ ぎ よ う
「地域福祉権利擁護事業」は、このような不安をなくして、誰も
だれ
ち い き あん しん し えん ふく し
が地域でいきいきと安心してらせるよう支援する福祉サービスです。



えら
ひとりで選ん
だり決めることに
不安がある



ふくし
福祉サービスを
使いたいが
どうすればいいか
わからない



たとえば、こんなことで
お困りではないですか？

しょうひん
商品を
すすめられると
ことわりきれず、
ついらないものを
か
買ってしまふ

まいにち
毎日のくらしに
ひつよう かね かんり
必要なお金の管理に
不安がある



し
知らないうちに
よ ちよきん ひ だ
預貯金が引き出され、
ねん きん つか
年金が使われて
いる

つうちよう ねん きんしやうしょ
通帳や年金証書を
どこにしまったか
わす
忘れてしまふ

どんなことをしてくれるの？

1. 日常生活が安心して暮らせるように、 ご相談をお受けします。(福祉サービス利用援助)

たとえば

- 福祉サービスを利用する、または利用をやめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
- 悪質訪問販売等の消費トラブルなどへの対応を一緒に考えます。
- 福祉サービスに関する苦情をお受けし、解決のための手続きの援助をします。
- 住民票の届出などの行政手続きなどに関する援助をします。



2. 毎日の暮らしに欠かせない お金の管理をお手伝いします。(日常的金銭管理サービス)

たとえば

- 福祉サービスの利用料を支払う手続きをします。
- 上記の支払いにともなう預金の払戻、預金の預入等の手続きをします。
- 医療費、税金、公共料金、家賃、日用品等の代金を支払う手続きをします。
- 年金や福祉手当をもらうために必要な手続きの援助をします。



3. 大切な書類や印鑑などを 安全な場所でお預かりします。(書類等預かりサービス)

お預かり
できる物

- 年金証書、預貯金通帳、証書
(保険証書、不動産権利証書、契約書など)
- 実印、銀行印
- その他、社会福祉協議会が
適当と認めた書類



支援方法

上記の3つのサービスについて、相談・助言、関係機関などとの
連絡調整、手続きの代行などにより、できるだけ利用者自らが、
福祉サービスの利用手続きなどを行えるよう、ご本人とご相談
をしながら援助します。

※ 日常的金銭管理に関しては、契約書の
記載の範囲内で代理で支援を行うこと
があります。



サービス利用までの流れ

1.

相談

最寄りの市町社会福祉協
議会へご相談ください。
相談は無料です。
相談内容の秘密は
必ず守ります。



2.

訪問



※1
社会福祉協議会の専門員や
※2
推進員があなたのお宅を訪
問し、お困りのことなどをお
聞きします。

利用料金

相談や支援計画をつくるまでの費用は無料です。

生活支援員が支援計画にもとづいて行う援助には利用料が必要です。

1回(1時間程度) = 1,870円

※生活保護を受けている
方は、無料です。

大事な書類の預かりサービスは、貸金庫の使用料実費もしくは各社協で定める
利用料をいただきます。

3.

支援計画作成・契約

お困りのことを一緒に考え、あなたの考えにそって、
専門員が支援計画をつくりま

す。
その計画でよかったら、市町社会福祉協議会と
契約することになります。

契約の内容に間違いがなければ、
あなたと市町社会福祉協議会とが
契約を結びます。



4.

援助の開始

支援計画にもとづいて、
※3 生活支援員や推進員が
お手伝いをします。



この事業は、社会福祉の法律にもとづいて社会福祉協議会が
行いますので、「安心」してご利用できます。

- ※1 専門員とは…… 市町社会福祉協議会に配置されています。相談受付、訪問調査、契約書・支援計画の作成、契約締結、支援計画の見直しなどを行います。
- ※2 推進員とは…… 市町社会福祉協議会に配置されています。相談受付、専門員との同行訪問、専門員と生活支援員との連絡調整、利用している方の見守りなどを行います。
- ※3 生活支援員とは…… 市町社会福祉協議会に配置されています。専門員が作成した「支援計画」に基づいて利用している方のお宅を訪問し、相談・助言や預貯金の払戻しなどを行います。

地域福祉権利擁護事業事例の紹介

利用者プロフィール

Aさん(70歳代・男性)

居住形態: 持ち家にて一人暮らし

本人の状況: 以前から浪費癖がある。

認知症の兆候も見られる。



本事業を利用するきっかけ

本人から地元社協に「生活費がなくて困っている」と相談があった。

→ なぜ困っているかという、複数の訪問販売業者から必要のない布団をたくさん購入してしまい、その支払いに追われ生活費がなくなっていた。被害総額は1000万円を超えていた。



本事業を利用してから

● 県消費生活センターへ相談を繋ぎ、消費生活センターが業者との交渉等を行った。

→ 県消費生活センターの関与で、購入した一部の品物はクーリングオフにつながった。

● 訪問販売が繰り返される可能性、浪費により生活費がなくなる可能性があったので、日常的金銭管理サービスにて、本人の日常的金銭管理を支援した。

→ 日々の支援により、悪質訪問販売業者からの被害の防止・早期発見につながった。浪費によって生活費がなくなる心配が減り、安定した生活へつながった。

地域福祉権利擁護事業で できること、できないこととは？

地域福祉権利擁護事業でできること

- 各種福祉サービスの情報提供、手続きの代行
- 日常的な金銭管理
- 通帳等重要書類の預かり
- 消費生活センター等専門機関への橋渡し



地域福祉権利擁護事業でできないこと

- 商品購入契約や施設の入所契約及び解約
- 財産の処分など重要な法律行為

※本事業の契約ができないほど判断能力が低下された場合もご利用できません。

成年後見制度の利用が必要

※1 クーリングオフとは… クーリングオフとは、消費者が、訪問販売などの特定の取引で商品やサービスの契約をした時、後になって「契約をやめたい」と思ったら、一定期間内であれば理由を問わず申込みの撤回または契約の解除ができる制度のことをいいます。

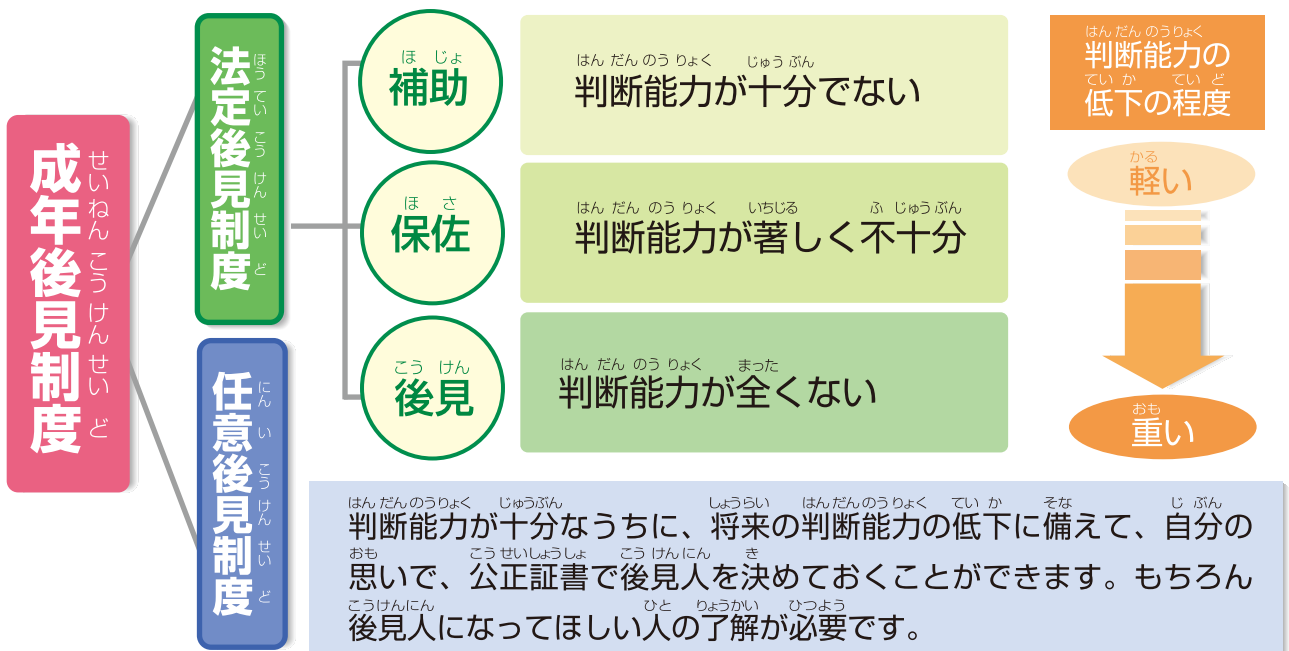
「成年後見制度」とは？

精神上の障がいなどにより、自分一人でものごとを決める自信が
 なかったり、判断が十分にできなくなった場合に、自分に代わっ
 て、自分の思いを大切にしながら決めてくれたり、アドバイスをし
 てくれる人（成年後見人等）を「家庭裁判所」で決めてもらう制度
 です。

これまでは、「禁治産・準禁治産制度」という名前でしたが、名前のイメージが良く
 なかったり、戸籍に載るとい問題などがあってあまり利用されてきませんでした。
 そこで、民法の一部が改正され、平成12年4月から「成年後見制度」という名前
 に変えられ、内容も今までより利用しやすくなりました。

成年後見制度の内容

新しい成年後見制度は、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類からなる
法定後見制度とあらかじめ本人が後見人を決めておく**任意後見制度**との2つ
 にわけられます。



補助 保佐 後見 の違い

	るい けい 類 型	ほ じょ 補 助	ほ さ 保 佐	こう けん 後 見
人の呼び方	ほん にん 本 人	ひ ほ じょ にん 被補助人	ひ ほ さ にん 被保佐人	せいねん ひ こうけん にん 成年被後见人
	えん じょ ひと 援助する人	ほ じょ にん 補助人	ほ さ にん 保佐人	せいねん こうけん にん 成年後见人
※援助する人は、必要に応じて、複数の人や法人が選ばれることもあります。				
開始の必要条件	たいしやう ひと 対象となる人	にん ちしやう ちてきしやう せい 認知症や知的障がい、精 神障がいなどによって、 はん だん のうりよく じゆふん 判断能力が十分でない 方	にん ちしやう ちてきしやう せい 認知症や知的障がい、精 神障がいなどによって、 はん だん のうりよく いちじる ふじゆふん 判断能力が著しく不十分 な方	にん ちしやう ちてきしやう せい 認知症や知的障がい、精 神障がいなどによって、 はん だん のうりよく まった かた 判断能力が全くない方
	かんてい 鑑定などの ひつよう せい 必要性	しん だん しよ 診断書など (原則として鑑定は必要ない)	げん そく かんてい ひつよう 原則として 鑑定が必要 (鑑定が必要ない場合がある)	げん そく かんてい ひつよう 原則として 鑑定が必要 (鑑定が必要ない場合がある)
	ほん にん どうい 本人の同意 (開始決定)	ひつ よう 必 要	ひつ よう 必 要	ひつ よう 必 要
申立て 手続き ことができる人	もうしたて おこな 申立を行う ことのできる人	ほん にん はいぐうしゃ よん しん どうない しんぞく せいねんこうけん にん せいねんこうけんかん とくにん 本人、配偶者、四親等内の親族、成年後见人など、成年後見監督人、 けん さつ かん にん い こうけん じゆ にん しゃ にん い こうけん にん にん い こうけん かん とくにん しちやう ちやう 検察官、任意後見受任者、任意後见人、任意後見監督人、市町長		
同意権・取消権	どういけん とりけしけん 同意権・取消権が あたえられる範囲	とくてい ほうりつこうい 特定の法律行為 (申立ての範囲内) (日常生活に関する行為は除く)	みん ほう じやう こう 民法13条1項 かくごう さだ こうい 各号が定める行為 (日常生活に関する行為は除く)	にちじやうせいかつ かん 日常生活に関する こうい いがい こうい 行為以外の行為
	ほん にん どうい 本人の同意	ひつ よう 必 要	ひつ よう 必 要	ひつ よう 必 要
	と け 取り消しができる人	ほん にん ほ じょ にん 本人と補助人	ほん にん ほ さ にん 本人と保佐人	ほん にん せいねんこうけん にん 本人と成年後见人
代理権	だいいりけん あた 代理権が与えら れる範囲	とくてい ほうりつこうい 特定の法律行為 (申立ての範囲内)		ざいざん かん 財産に関する すべての法律行為
	ほん にん どうい 本人の同意	ひつ よう 必 要	ひつ よう 必 要	ひつ よう 必 要
援助する人の一般的な義務		ほん にん い し そんちやう 本人の意思を尊重すること・本人の心身の状況及び生活の状況に配慮すること	ほん にん しん しん じやうきやうおよ せい かつ じやうきやう はいりよ 本人の心身の状況及び生活の状況に配慮すること	

成年後見制度

民法13条1項各号が定める行為とは？

保佐人に同意権・取消権が与えられる民法13条1項各号所定の行為とは下記の9つの行為を示します。

- 資金などの元本を領収すること、これを利用すること
- 借金をしたり、保証人になること
- 不動産その他重要な財産の売買等を行うこと
- 訴訟行為を行うこと
- 贈与すること、和解すること、仲裁合意すること
- 相続を承認したり、放棄すること、または遺産分割すること
- 贈与の申し出を断ったり、遺贈を放棄すること
- 新築、改築、増築または大修繕を行うこと
- 民法602条に定められた期間を超える賃貸借契約を結ぶこと(建物については3年、土地については5年など)

「任意後見制度」とは？

任意後見制度は、判断能力が十分なうちに将来の判断能力の低下に備えて、公証役場であらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。

家庭裁判所が任意後見監督人を選んだ時から、契約の効力が発生します。

任意後見契約は、定められた様式の公正証書で契約を結び、後見登記をする必要があります。

任意後見人に任せたい内容は、本人の希望に応じて設定することができます。

身寄りのない認知症高齢者のAさん

「将来認知症が進行し、日常の買物や預貯金の管理ができなくなるかもしれない。

福祉サービスの利用契約が結べないかも…。」



前もって任意後見契約を結んでおけば、認知症が進行した後、自分で選んだ任意後見人が預貯金の管理や福祉サービスの契約手続きを行います。



軽い知的障がいのあるBさん

Bさんの親「親なき後のことが心配…。悪質商法の被害にあったりしないだろうか、一人で生活していけるだろうか…。」



前もって親や第三者の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、法人など）の複数名と任意後見契約を結んでおけば、親なき後も第三者の任意後見人がひきつづき本人の生活をサポートしていきます。

任意後見契約に関する必要書類と費用

必要書類

印鑑登録証明書（本人および任意後見候補者）

戸籍謄本（本人）

費用

公正証書作成のための基本手数料 11,000円

※出張してもらった場合は、加算があります。

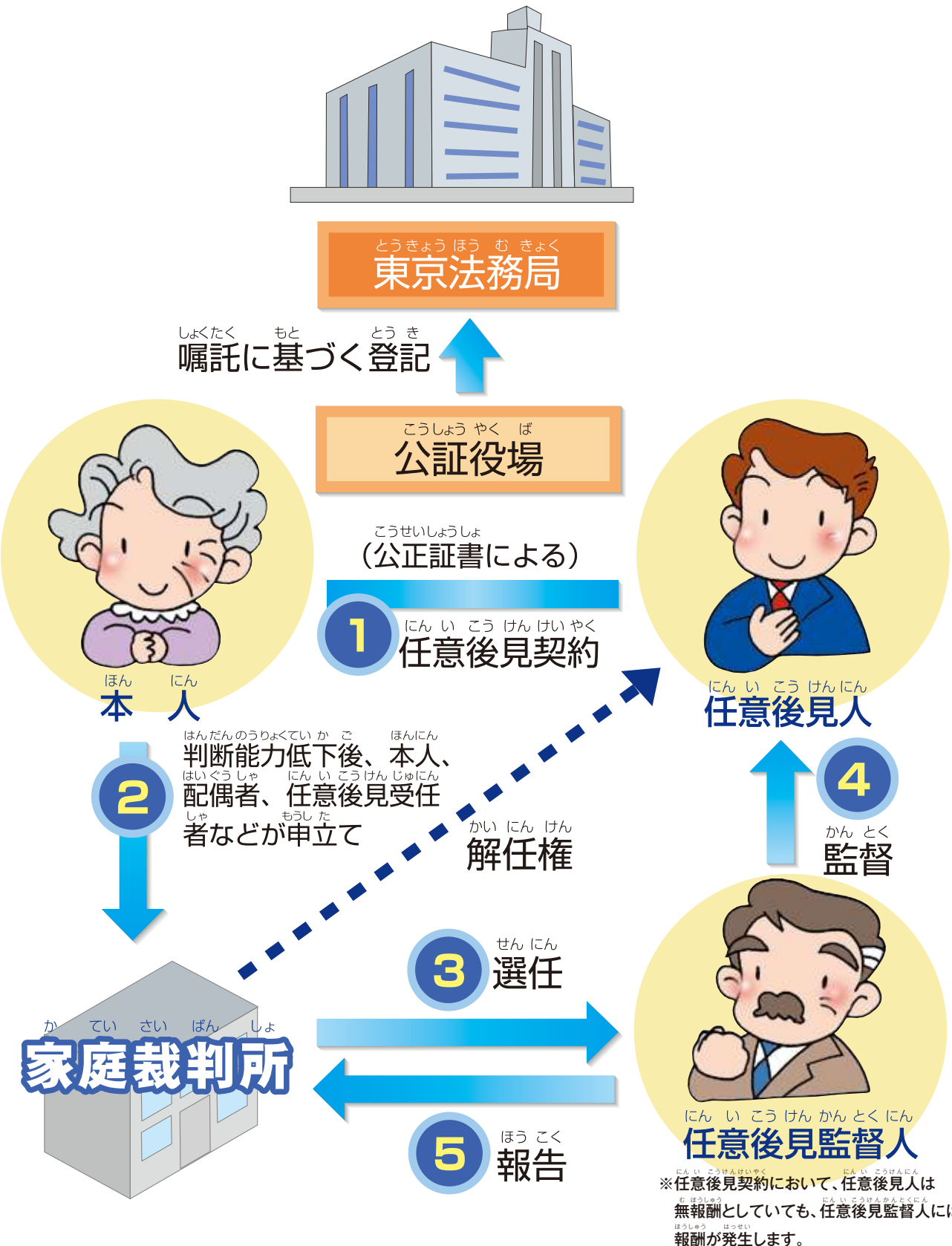
登記嘱託手数料 1,400円

登記所に納付する印紙代 2,600円

その他本人等に交付する正本などの証書代、郵送代 600円程度 など

にん い こう けん せい ど て つ ぶ な が

「任意後見制度」の手続きの流れ



せい ねん こう けん せい ど て つづ なが

「成年後見制度」の手続きの流れ

判断能力が
不十分なとき



判断能力が
あるとき

法定後見制度

判断能力が十分ではない方がたとえば…。

- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

1人で生活するには不安がある。1人ではできない。



任意後見制度

任意後見契約
公正証書によって行います。

公証役場



判断能力が不十分になったとき

申立て

後見／保佐／補助の
開始申立て

申立てに必要なもの

- 申立書
- 申立手数料 (1件につき800円の収入印紙)
- 登記手数料 2,600円 (収入印紙)
- 郵便切手
- 戸籍謄本、住民票
- 成年後見に関する登記事項証明書
- 診断書など



任意後見監督人選任の申立て

申立てに必要なもの

- 申立書
- 申立手数料 (1件につき800円の収入印紙)
- 登記手数料 1,400円 (収入印紙)
- 郵便切手
- 戸籍謄本、住民票
- 成年後見に関する登記事項証明書
- 診断書など



審判手続き

審問

必要に応じ裁判官が直接
事情を尋ねます。

書記官

裁判官



調査

家庭裁判所調査官が事情を
尋ねたり、問い合わせたり
します。

家裁調査官



本人の判断能力について鑑定
や診断が行われることもあり
ます。(別途費用がかかります。)

監督

家庭裁判所

任意後見
監督人

成年後見
監督人など

任意
後見人

成年
後見人など

援助

成年後見人
など

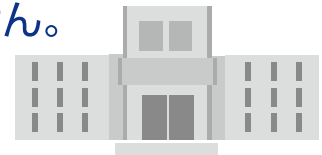
本人

身の回りに配慮しながら
財産を管理します。

成年後見登記

審判内容は戸籍には記載
されません。

東京法務局



審

判

もうした　じ　てつづ　じ　ひつよう
◆ 申立て時や手続き時に必要なもの ◆

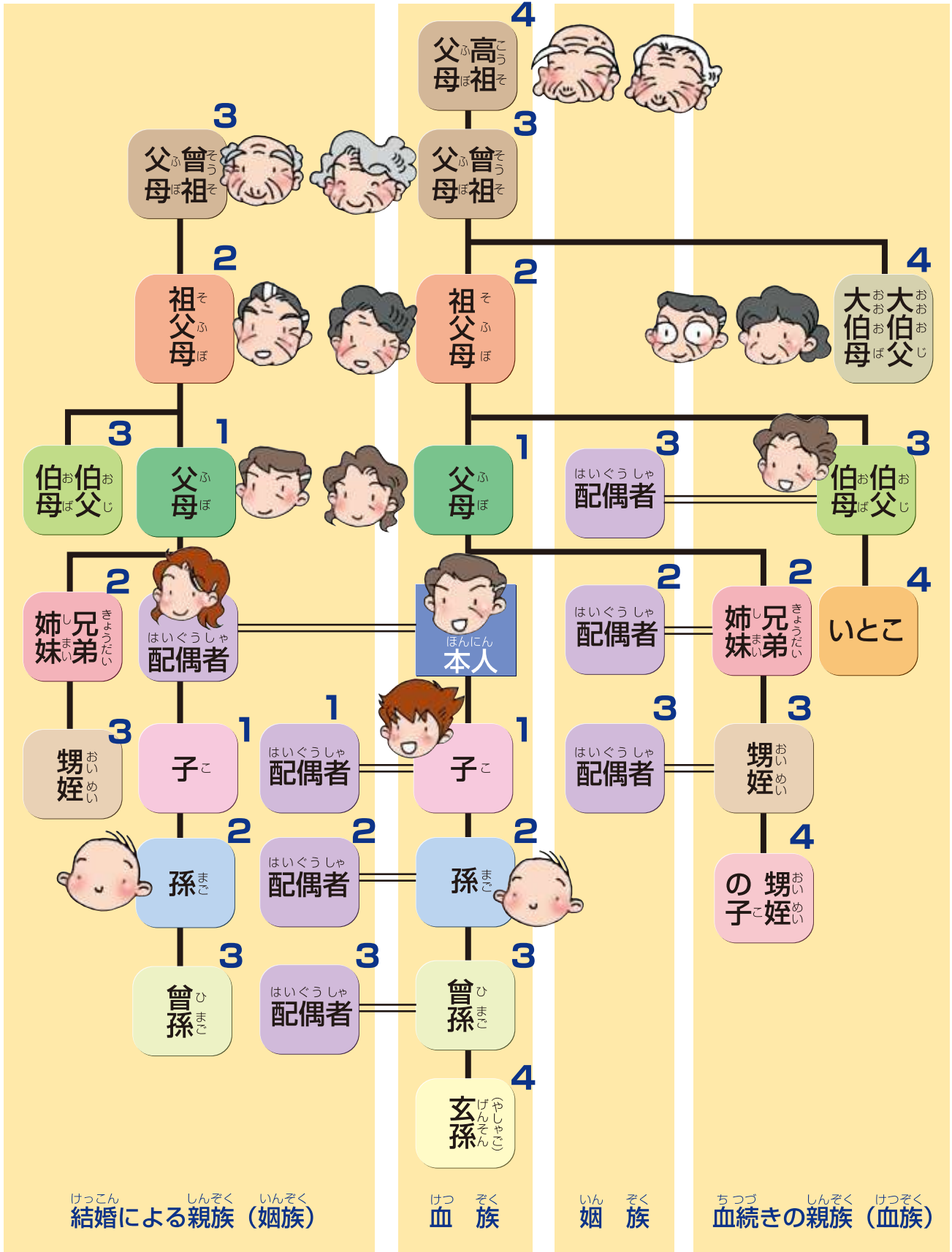
もうした　とき　ひつよう 申立ての時に必要なもの	りよう　きん 料金	にゅうしゆ　さき 入手先など
<p>もうしたてしよ　ひつよう　じ　こう　き　にゅう 申立書(必要事項を記入したもの) もうしたてしよ　ふ　ひつよう　ほんにん　ざい　ざん　もくろく　ほんにん 申立書付票、本人の財産目録、本人の しゅうし　ま　てい　しんぞく　かんけい　ず　こう　げん　にん　など　こう　ほ 収支予定、親族関係図、後見人等候補 しや　しんじょうしよ　しんぞく　こう　ほしよ　ば　あい 者身上書(親族が候補者となる場合のみ)</p>	<p>む　りよう 無　料</p>	<p>こうけんもうした　など 後見申立てセット等 か　ていざいばんしよ 家庭裁判所にあります</p>
<p>もうしたて　て　すうりよう　しゅうにゅういんし 申立手数料(収入印紙)</p>	<p>800円</p>	<p>ゆう　びん　きょく　こうにゅう 郵便局で購入できます</p>
<p>とう　き　て　すうりよう　しゅうにゅういんし 登記手数料(収入印紙)</p>	<p>2,600円</p>	<p>ゆう　びん　きょく　こうにゅう 郵便局で購入できます ※任意後見監督人選任の場合は、 1,400円</p>
<p>ゆう　びん　きょく　て 郵便切手</p>	<p>2,540円 500円×3 82円×10 20円×5 10円×10 2円×10</p>	<p>ゆう　びん　きょく　こうにゅう 郵便局で購入できます ※金額が異なる場合があります。</p>
<p>ほんにん　こ　せき　ふ　ひつよう　じゅうみん　ひつよう 本人の戸籍附票もしくは住民票 かく　つう 各1通</p>	<p>かく　し　ちよう　て　すうりよう 各市町で手数料 こと が異なります</p>	<p>し　ちよう　ちよう　は　こう 市町長が発行するもの</p>
<p>せいねんこうけん　にん　こう　ほ　しや　こ　せき　ふ　ひつよう 成年後見人など候補者の戸籍附票 もしくは住民票</p>	<p>かく　し　ちよう　て　すうりよう 各市町で手数料 こと が異なります</p>	<p>し　ちよう　ちよう　は　こう 市町長が発行するもの</p>
<p>せいねんこうけん　かん　とう　き　じ　こうしやうめいしよ 成年後見に関する登記事項証明書 とう　き　じ　こう　しやうめいしよ ・登記事項の証明書 とう　き　かた　たいしやう (登記されている方が対象)</p>	<p>1　つう 通 550円</p>	<p>しやうめいしよ　こう　ふ　せい　きゅう　さき 証明書交付請求先 とう　き　し　ちよう　ほう　む　き　ょく　こう　けん　とう　ろく　か 東京法務局後見登録課 まどくち　こう　ふ　ゆう　そう 窓口交付または郵送*1 ほう　む　き　ょく　ち　ほう　ほう　む　き　ょく　こ　せき　か 法務局、地方法務局の戸籍課 まどくち　こう　ふ (窓口交付のみ) *1 郵送のときは申請書、返信用封筒(宛名を書 いて切手をはったもの)を同封のこと。 しん　せい　し　ち　ほう　む　き　ょく　ち　ほう　ほう　む　き　ょく　ほう　む　き　ょく 申請用紙は法務局・地方法務局、法務局の ホームページからも取り寄せできます。</p>
<p>ほんにん　とう　き ・本人の登記されていないことの しやうめいしよ 証明書 とう　き　かた　たいしやう (登記されていない方が対象)</p>	<p>1　つう 通 300円</p>	<p>とう　き ● 登記インフォメーションサービス 03-3519-4755 ほう　む　し　ちよう ● 法務省のホームページ http://www.moj.go.jp/</p>
<p>しん　だん　しよ 診断書</p>	<p>かく　びやう　いん 各病院で こと 異なります</p>	<p>か　ていざいばんしよ　よう　し　き　もち 家庭裁判所の様式を用います。</p>

※鑑定が行われる場合は、鑑定費用が5万円から10万円程度かかります。

※その他の資料等が必要となりますので、家庭裁判所に確認してください。

よん しんとう ない しんぞく す
四親等内の親族の図

しんぞく はん い ろくしんとうない けつぞく はいぐうしゃ さんしんとうない いんぞく みんぼう じょう
 親族の範囲：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法725条）



◆ 成年後見制度相談窓口 ◆

◇ 成年後見制度について

めいしょう 名称	でんわばんごう 電話番号	しまざいち 所在地
やまぐちけんない か ていさいばんしよ 山口県内の家庭裁判所	18ページ参照	
やまぐちけんべんごしかい 山口県弁護士会	(083) 922-0087	〒753-0045 やまぐちしこがねちよう 山口市黄金町2-15
やまぐちけんしほうしよしかい 山口県司法書士会 しゃだんほうじんせいねんこうけん 社団法人成年後見センター・ リーガルサポート山口支部	(083) 924-5220	〒753-0048 やまぐちしえきどお 山口市駅通り2-9-15 やまぐちけんしほうしよしかいかんない 山口県司法書士会館内
やまぐちけんしゃかいふくししかい 山口県社会福祉士会 けんりようご やまぐち 権利擁護センターぱあとなあ山口	(083) 928-6644	〒753-0072 やまぐちしおおてまち 山口市大手町9-6 やまぐちけんしゃかいふくしかいかんない 山口県社会福祉会館内
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター コスモスやまぐち	(083) 922-1118	〒753-0048 やまぐちしえきどお 山口市駅通り2-4-17 やまぐちけんきょうせいしよしかい 山口県行政書士会内
にほんしほうしえんほう 日本司法支援センター(法テラス)	0570-078374(コールセンター)	
ほうむしよしみんじきよく 法務省民事局	(03) 3580-4111	〒100-8977 とうきよウトちよだくかずみがせき 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
ほうむしよ 法務省のホームページ	http://www.moj.go.jp/	
さいこうさいばんしよ 最高裁判所のホームページ	http://www.courts.go.jp/	

◇ 成年後見登記について

めいしょう 名称	でんわばんごう 電話番号	しまざいち 所在地
とうきよほうむきよくみんじきようせいぶ 東京法務局民事行政部 こうけんとうろくか 後見登録課	(03) 5213-1360	〒102-8226 とうきよウトちよだくくだんみなみ 東京都千代田区九段南1-1-15 くだんだいこうどうちようしや 九段第2合同庁舎4階

◇ 任意後見契約について

めいしょう 名称	でんわばんごう 電話番号	しまざいち 所在地
やまぐちこうしやうやくば 山口公証役場	(083) 925-0035	〒753-0045 やまぐちしこがねちよう 山口市黄金町3-5
とくやまこうしやうやくば 徳山公証役場	(0834) 31-1745	〒745-0034 しゅうなんしみゆきどおりあきもとかい 周南市御幸通2-12 秋本ビル5階
いわくにこうしやうやくば 岩国公証役場	(0827) 22-5116	〒740-0017 いわくにしいまづまち いわくにしやくしよとなり 岩国市今津町1-18-7 岩国市役所隣
しものせきからとこうしやうやくば 下関唐戸公証役場	(083) 222-6693	〒750-0004 しものせきしなかのちよう やまとこうつうかい 下関市中之町6-4 大和交通ビル4階
うべこうしやうやくば 宇部公証役場	(0836) 34-2686	〒755-0032 うべしことぶきちよう 宇部市寿町3-8-21
はぎこうしやうやくば 萩公証役場	(0838) 22-5517	〒758-0071 はぎしおおあざからまちみよしかい 萩市大字瓦町16 三好ビル2階

※防府公証役場は山口公証役場と統合されました。

か てい さい ばん しよ しよ ざい ち かん かつ く いき
◆ 家庭裁判所所在地・管轄区域 ◆

めい しょう 名 称	でん わ ばんごう 電話番号	しよざい ち 所在地	かんかつ く いき 管轄区域
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 しものせきし ぶ 下関支部	(083) 222-2899	〒750-0009 しものせきし かみ た なかまち 下関市上田中町8-2-2	しものせきし 下関市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 う べ し ぶ 宇部支部	(0836) 21-3198	〒755-0033 う べ し ことしばちよう 宇部市琴芝町2-2-35	う べ し くすのきち く のそ 宇部市(楠地区は除く)
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 ふな き しゆつちようしよ 船木出張所	(0836) 67-0036	〒757-0216 う べ し おおあざ ふな き 宇部市大字船木183	う べ し くすのきち く 宇部市楠地区 み ね し きゆうみねしちく 美祢市(旧美祢市地区) ざんよう お の だし 山陽小野田市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所	(083) 922-9148	〒753-0048 やまぐち し えきどお 山口市駅通り1-6-1	やまぐち し 山口市 み ね し みとうちよう 美祢市美東町 み ね し しゆうほうちよう 美祢市秋芳町 ほう ふ し 防府市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 はぎ し ぶ 萩支部	(0838) 22-0047	〒758-0041 はぎ し おおあざ えむかい 萩市大字江向 469	はぎ し 萩市 あ ぶ ちよう 阿武町 ながとし 長門市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 しゅうなんし ぶ 周南支部	(0834) 21-2698	〒745-0071 しゅうなんし き ざんどお 周南市岐山通り2-5	しゅうなんし く だまつ し 周南市・下松市 ひかりし 光市
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 いわくに し ぶ 岩国支部	(0827) 41-3181	〒741-0061 いわくに し にし み 岩国市錦見1-16-45	いわくに し わ きちよう 岩国市・和木町 やな い し ゆつちようしよ かんかつ く いき (柳井出張所の管轄区域)
やまぐち か てい さい ばん しよ 山口家庭裁判所 やな い し ゆつちようしよ 柳井出張所 うけつけ (受付のみ)	(0820) 22-0270	〒742-0002 やな い し やま ね 柳井市山根10-20	やな い し かみのせきちよう 柳井市・上関町 た ぶ せちよう ひら お ちよう 田布施町・平生町 す おう おおしまちよう 周防大島町

へいせい ねん がつまつ げんざい
平成26年3月末現在

成年後見制度と法人後見

なぜ成年後見制度が必要？

社会福祉法の施行により、福祉サービスは障がい者等のノーマライゼーションと自己決定の実現を図るために、利用者が事業者と対等な関係に基づき、サービスを選択する利用制度に転換することとなりました。

自己選択・自己決定が尊重される一方で、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方々は、福祉サービス利用の面に置いては、事業者と対等な立場に立った時、情報の面、利用手続きの面で不利益に立たされる場合が多くあります。

また、日常生活においても、消費契約等様々な場面で不利益を被る場合があります。

こうした中、判断能力が十分でない方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援するため、成年後見制度の活用がますます重要となってきています。

法人後見とは？

平成12年4月に施行された「成年後見制度」では、法人が成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)になることが認められました。(民法843条)
実際に、社会福祉法人、社団法人、NPO法人等が成年後見人等になり、活動されているケースが全国的に増えつつあります。



法人後見に期待されること

法人が成年後見人等を受任されるのが期待されているのは以下のとおりです。

若い人など、後見期間が長期にわたることが予想され、成年被後見人等に対して一貫した永続的な後見業務が必要となる場合、法人が受任すれば、その法人が継続する限り継続的に支援を行うことが可能であるため、その受け皿となる。

第三者の成年後見人等の選任が必要だけど、低所得等の理由により成年後見人の選任が困難な場合、その受け皿となる。

成年後見制度の二ーズの増加に伴い、県内で予想される第三者の成年後見人等の受け手不足に対応するための受け皿となる。

現在、地域福祉権利擁護事業の利用者の内、35%にあたる人(平成22年12月末現在)が、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行が必要と思われる状態になっています。

しかし、成年後見制度の申立人がなかなか見つからない、親族で成年後見人等の引き受け手が見つから

ない、そのために第三者の成年後見人を選任したいと思うけれど低所得のため後見報酬の支払いが難しく、利用しづらい、等々様々な理由で成年後見制度の利用が進みづらい現状があります。

そのような課題を解決し、成年後見制度を必要とする人が制度を利用しやすいように、法人が成年後見人等を受任することが特に期待され、求められています。

法人後見のメリット・デメリット

法人が成年後見人等を受任する場合には、様々なメリット・デメリットがあります。

法人後見における長所・短所を見極め、成年被後見人等にとって法人が成年後見人等となるのが適切かどうかを、十分に検討する必要があります。

法人後見のメリット

- ・成年被後見人等がまだ若く、後見期間が長期にわたる場合に、法人が存続する限り継続的な支援が可能。
- ・組織的な対応により、安定的なサービスの提供が期待出来ると同時に、複数の人が業務に関わることで、不正に対するチェック機能が働く。
- ・効率的な後見業務の遂行が期待される。

法人後見のデメリット

- ・組織として対応するため、困難事例等において判断に時間を要することがあり、迅速性に欠ける。
- ・後見業務担当者が異動した場合、成年被後見人等との人間関係の再構築が必要となる。
- ・法人後見を行う事務所を運営していく経費の負担が重荷になる。

山口県法人成年後見支援センターの取り組み

山口県法人成年後見支援センターでは、以下の取り組みを行っています。何かお困りごとがありましたら、ぜひ当センターにご相談ください。

成年後見制度の内容や申立の方法など成年後見制度に関するご相談をお受けします。

成年後見制度がより身近な制度になるよう、広報啓発を行います。

市町長による申立がスムーズに行われるように、市町行政に働きかけをします。

法人後見の受任を検討する社会福祉法人等を応援します。

● 地域福祉権利擁護事業市町社会福祉協議会一覧

しゃかいふく し きょう ぎ かい むい 社会福祉協議会名	じゅう しょ 住 所	でん わ ばん ごう 電 話 番 号
しものせき し しゃかいふく し きょう ぎ かい 下関市社会福祉協議会	しものせき し き ふねちやう 下関市貴船町3-4-1	(083) 232-2001
う べ し しゃかいふく し きょう ぎ かい 宇部市社会福祉協議会	う べ し ことしばちやう 宇部市琴芝町2-4-20	(0836) 33-3131
やまぐち し しゃかいふく し きょう ぎ かい 山口市社会福祉協議会	やまぐち し かみたてごう じ 山口市上堅小路89-1	(083) 924-0543
はぎ し しゃかいふく し きょう ぎ かい 萩 市社会福祉協議会	はぎ し おおあざ えむかい 萩市大字江向356-3	(0838) 22-2289
ほう ふ し しゃかいふく し きょう ぎ かい 防府市社会福祉協議会	ほう ふ し みどりまち 防府市緑町1-9-2	(0835) 22-3907
くだまつ し しゃかいふく し きょう ぎ かい 下松市社会福祉協議会	くだまつ し おおあざすえたけしも 下松市大字末武下617-2	(0833) 41-2242
いわくに し しゃかいふく し きょう ぎ かい 岩国市社会福祉協議会	いわくに し まり ふまち 岩国市麻里布町7-1-2	(0827) 22-5877
ひかり し しゃかいふく し きょう ぎ かい 光 市社会福祉協議会	ひかり し みつ い 光市光井2-2-1	(0833) 74-3020
ながと し しゃかいふく し きょう ぎ かい 長門市社会福祉協議会	ながと し ひかし ふかわ 長門市東深川1321-1	(0837) 22-8294
やない し しゃかいふく し きょう ぎ かい 柳井市社会福祉協議会	やない し みなみまち 柳井市南町3-9-2	(0820) 22-3800
みね し しゃかいふく し きょう ぎ かい 美祢市社会福祉協議会	みね し おおみねちやうひがしぶん 美祢市大嶺町東分320-1	(0837) 52-5222
しゅうなん し しゃかいふく し きょう ぎ かい 周南市社会福祉協議会	しゅうなん し はやたまちやう 周南市速玉町3-17	(0834) 22-2115
さんやうおの だ し しゃかいふく し きょう ぎ かい 山陽小野田市社会福祉協議会	さんやうおの だ し ちよまち 山陽小野田市千代町1-2-28	(0836) 81-0050
すおうおおしまちやうしゃかいふく し きょう ぎ かい 周防大島町社会福祉協議会	おおしまくんすおうおおしまちやうおおあざごまつ 大島郡周防大島町大字小松144-1	(0820) 74-2948
わ きちやうしゃかいふく し きょう ぎ かい 和木町社会福祉協議会	く がくんわ きちやうわ き 玖珂郡和木町和木2-15-22	(0827) 52-8644
かみのせきちやう しゃかいふく し きょう ぎ かい 上関町社会福祉協議会	くま げくん かみのせきちやうおおあざながしま 熊毛郡上関町大字長島4904	(0820) 62-0695
た ぶ せちやうしゃかいふく し きょう ぎ かい 田布施町社会福祉協議会	くま げくん た ぶ せちやうおおあざしも た ぶ せ 熊毛郡田布施町大字下田布施3430-1	(0820) 53-1103
ひら おちやうしゃかいふく し きょう ぎ かい 平生町社会福祉協議会	くま げくん ひら おちやうおおあざひら おむら 熊毛郡平生町大字平生村618-2	(0820) 56-8000
あ ぶ ちやうしゃかいふく し きょう ぎ かい 阿武町社会福祉協議会	あ ぶくん あ ぶちやうおおあざなご 阿武郡阿武町大字奈古3081-5	(08388) 2-2615

お問い合わせ先

やまぐち し おお て まち

〒753-0072 山口市大手町9-6

しゃかいふく し ほうじん やまぐち げんしゃかいふく し きょう ぎ かい
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

やまぐちけん ち いきふく し げん り よう ご
山口県地域福祉権利擁護センター

やまぐちけんほうじんせいねんごうけんし えん
山口県法人成年後見支援センター

TEL 083-924-2845 FAX 083-922-1295